

令和3年度宮城県新型コロナウイルス感染防止対策支援事業費補助金（介護分）  
交付要綱

（趣旨）

第1 県は、介護サービス事業所・施設が、感染防止対策を継続的に行うため、衛生用品等の購入に必要な経費について、予算の範囲内において新型コロナウイルス感染防止対策支援事業費補助金（介護分）を交付するものとし、その交付に関しては、令和3年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業実施要綱（令和3年4月8日付け老発0408第1号厚生労働省老健局長通知）及び補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2 この要綱において「介護サービス事業所・施設」とは、介護保険法に定める通所介護事業所，地域密着型通所介護事業所，療養通所介護事業所，認知症対応型通所介護事業所，通所リハビリテーション事業所，短期入所生活介護事業所，短期入所療養介護事業所，訪問介護事業所，訪問入浴介護事業所，訪問看護事業所，訪問リハビリテーション事業所，定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所，夜間対応型訪問介護事業所，居宅介護支援事業所，居宅療養管理指導事業所，小規模多機能型居宅介護事業所，看護小規模多機能型居宅介護事業所，介護老人福祉施設，地域密着型介護老人福祉施設，介護老人保健施設，介護医療院，介護療養型医療施設，認知症対応型共同生活介護事業所，特定施設入居者生活介護事業所及び地域密着型特定施設入居者生活介護事業所をいう。

（交付対象等）

第3 補助金の交付対象となる事業費の基準額，対象経費及び助成額は別表のとおりとし、令和3年10月1日から令和3年12月31日までに実施した事業を対象とする。

（交付額の算定方法等）

第4 補助金の交付額は、次により算出された額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表に定める基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) 前号により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

（交付の申請）

第5 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書は、知事が別に定める様式とし、その提出期限についても、知事が別に定める日とする。

- 2 交付の申請は、県が交付申請事務を委託する宮城県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）を通じて県に対して行うものとし、国保連の指定する請求システムを用いたウェブによる申請により行う。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの事業所は、国保連を通じず、県に直接申請するものとする。
  - (1) 国保連に口座情報が登録されていない事業所
  - (2) 国保連に登録されている口座が債権譲渡されている事業所
  - (3) 国保連の指定する請求システムを用いたウェブによる申請が困難な事業所
- 4 次の各号のいずれかに該当する者は、交付申請をすることができない。
  - (1) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等
  - (2) 県税に未納がある者

（交付の条件）

第6 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合は、知事の承認を受けなければならない。ただし、当該変更が補助金の額に増額を来すことのない変更であるときは、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、その事実が判明した後速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けず、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (7) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、別記様式第1号により、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに速やかに知事に報告しなければならない。

なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

- (8) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前期の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

#### (実績報告)

- 第7 規則第12条第1項の規定による事業実績報告書は、知事が別に定める様式とし、その提出期限は、同条第2項の規定により、補助事業の完了若しくは廃止の承認の日から1月を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する県の会計年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日とする。
- 2 規則第12条第1項の規定により補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、知事が別に定めるものとする。

#### (完了した事業に係る交付申請及び実績報告)

- 第8 第5から第7までの規定にかかわらず、交付申請の時点で既に完了した事業について交付申請する場合は、規則第3条第1項及び第12条第1項の規定により、補助金交付申請書兼実績報告書を提出するものとし、その様式は、別記様式第2号によるものとする。なお、その提出期限は、知事が別に定める日とする。
- 2 前項の補助金交付申請書兼実績報告書に添付しなければならない書類は、知事が別に定めるものとする。
- 3 前2項の場合において、規則第5条の規定により付する条件は、第6(4)から(8)までに掲げる条件とする。

#### (補助金の交付方法)

- 第9 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事は、事業の遂行上必要があると認めるときは、規則第15条ただし書の規定により概算払により交付できるものとする。

#### (補助金の取消し)

- 第10 規則第16条第1項の規定により、補助金の交付決定を受けた者が補助金の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱又はこれに基づく知事の処分に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

2 前項の規定は，補助事業について交付すべき補助金の額の確定後においても適用することがある。

(補助金の返還)

第11 補助金の交付を取り消した場合において，補助事業の当該取消しに係る部分に関し，既に補助金が交付されているときは，規則第17条第1項の規定により，期限を定めて，その返還を命ずるものとする。

2 補助金の額を確定した場合において，既にその額を超える補助金が交付されているときは，期限を定めて，その返還を命ずるものとする。ただし，返還額が1,000円未満の場合，返還は要しないこととする。

(書類の提出部数)

第12 この要綱により知事に提出する書類の部数は，各1部とする。

附 則

この要綱は，令和4年1月4日から施行し，令和3年10月1日以降に実施する事業に係る補助金に適用する。

【別表】新型コロナウイルス感染防止対策支援事業(基準単価)

基準単価(単位:円, 1事業所又は施設当たり)									
事業所・施設の種別(※1)			事業所・施設の種別(※1)						
通所系	1	通所介護事業所	通常規模型	10,000 /事業所	入所施設・ 居住系	29	地域密着型介護老人福祉施設	定員19人以下	10,000 /施設
	2		大規模型(Ⅰ)	15,000 /事業所		30		定員20人以上	20,000 /施設
	3		大規模型(Ⅱ)	20,000 /事業所		31	介護老人保健施設	定員39人以下	30,000 /施設
	4	地域密着型通所介護事業所(療養通所介護事業所を含む)		10,000 /事業所		32		定員40人以上 49人以下	40,000 /施設
	5	認知症対応型通所介護事業所		10,000 /事業所		33		定員50人以上 69人以下	50,000 /施設
	6	通所リハビリテーション事業所	通常規模型	10,000 /事業所		34		定員70人以上 89人以下	60,000 /施設
	7		大規模型(Ⅰ)	15,000 /事業所		35		定員90人以上	70,000 /施設
	8		大規模型(Ⅱ)	20,000 /事業所		36		定員29人以下	30,000 /施設
短期入所系	9	短期入所生活介護事業所		10,000 /事業所	37	定員30人以上 39人以下	40,000 /施設		
	10	短期入所療養介護事業所	定員20人以下	5,000 /事業所	38	介護医療院	定員40人以上 49人以下	50,000 /施設	
	11		定員21人以上	10,000 /事業所	39		定員50人以上 69人以下	60,000 /施設	
訪問系	12	訪問介護事業所	訪問回数1,200回以下	10,000 /事業所	40		定員70人以上	70,000 /施設	
	13		訪問回数1,201回以上 2,000回以下	15,000 /事業所	41	定員29人以下	30,000 /施設		
	14		訪問回数2,001回以上	20,000 /事業所	42	定員30人以上 39人以下	40,000 /施設		
	15	訪問入浴介護事業所		10,000 /事業所	43	介護療養型医療施設	定員40人以上 49人以下	50,000 /施設	
	16	訪問看護事業所		10,000 /事業所	44		定員50人以上 69人以下	60,000 /施設	
	17	訪問リハビリテーション事業所		5,000 /事業所	45		定員70人以上	70,000 /施設	
	18	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所		10,000 /事業所	46	認知症対応型共同生活介護事業所	定員14人以下	10,000 /事業所	
	19	夜間対応型訪問介護事業所		10,000 /事業所	47	定員15人以上	15,000 /事業所		
	20	居宅介護支援事業所		10,000 /事業所	48	特定施設入居者生活介護事業所	定員19人以下	10,000 /事業所	
	21	居宅療養管理指導事業所		5,000 /事業所	49		定員20人以上 39人以下	20,000 /事業所	
多機能型	22	小規模多機能型居宅介護事業所		10,000 /事業所	50		定員40人以上 59人以下	30,000 /事業所	
	23	看護小規模多機能型居宅介護事業所		10,000 /事業所	51		定員60人以上 69人以下	40,000 /事業所	
入所施設・ 居住系	24	介護老人福祉施設	定員39人以下	30,000 /施設	52		定員70人以上 89人以下	50,000 /事業所	
	25		定員40人以上 49人以下	40,000 /施設	53	定員90人以上 99人以下	60,000 /事業所		
	26		定員50人以上 69人以下	50,000 /施設	54	定員100人以上	70,000 /事業所		
	27		定員70人以上 89人以下	60,000 /施設	55	地域密着型特定施設入居者生活介護事業所	定員19人以下	10,000 /事業所	
	28		定員90人以上	70,000 /施設	56		定員20人以上	20,000 /事業所	
対象経費			令和3年10月1日から12月31日までの衛生用品の購入費用及び感染症対策に要する備品の購入費用						
助成額			・1事業所・施設につき基準単価まで助成することができる。 ・事業所・施設ごとに、基準単価と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を助成額とする。なお、助成額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。						

※1 事業所・施設について、令和3年10月から12月までの間に指定等を受けているものであり、休業中のものを含む。

- 各介護予防サービスを含むが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、介護サービスの種別(上記1～56)により助成する。
- 介護予防・日常生活支援総合事業(指定サービス・介護予防ケアマネジメント)を実施する事業所は、通所型は通所介護事業所(通常規模型)と、訪問型は訪問介護事業所と、介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所と同じとするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、介護サービスの種別(上記1～56)により助成する。
- 通所介護及び通所リハビリテーションの事業所規模は、介護報酬上の規模区分であり、助成の申請時点で判断する。
- 訪問介護の訪問回数については、令和3年10月の1か月における身体介護、生活援助及び通院等乗降介助の合計数で判断する。
- 短期入所療養介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設及び認知症対応型共同生活介護事業所の定員については、助成の申請時点で判断する。

※2 以下に掲げる事業所・施設であって、令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金の交付を受ける場合は、本事業の対象としない。

- 病院又は診療所である通所リハビリテーション事業所 ・介護療養型医療施設、療養病床を有する病院又は診療所である短期入所療養介護事業所
- 訪問看護事業所 ・病院又は診療所である訪問リハビリテーション事業所
- 居宅療養管理指導事業所 ・介護療養型医療施設

(別記様式第1号)

番 号  
令和 年 月 日

宮城県知事 村井 嘉浩 殿

法人名 印

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

令和 年 月 日宮城県（長政）指令第 号で交付決定を受けた令和3年度宮城県新型コロナウイルス感染防止対策支援事業費補助金（介護分）について、交付決定通知により付された条件に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 施設の名称

2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）  
第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額

金 \_\_\_\_\_ 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要補助金返還相当額）

金 \_\_\_\_\_ 円

4 添付書類

記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。

令和3年度宮城県新型コロナウイルス感染防止対策支援事業費補助金(介護分)交付申請書兼実績報告書

令和 4 年 月 日

宮城県知事 村井 嘉浩 殿

標記について、次のとおり申請します。

なお、補助金の交付決定を受けた際には、この申請をもって補助金等交付規則(昭和51年宮城県規則第36号)第12条第1項による実績報告書といたします。

申請者	フリガナ			
	法人名			
	代表者の職・氏名	職名		氏名
	法人所在地	(郵便番号 - )		
	申請に関する担当者	職名		氏名
	連絡先	電話番号		E-mail
	交付決定通知等書類郵送先住所	(郵便番号 - )		

申請内容

介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業		事業所・施設数	申請額
通所系	1 通所介護事業所(通常規模型)	0 箇所	0 円
	2 通所介護事業所(大規模型(I))	0 箇所	0 円
	3 通所介護事業所(大規模型(II))	0 箇所	0 円
	4 地域密着型通所介護事業所(療養通所介護事業所を含む)	0 箇所	0 円
	5 認知症対応型通所介護事業所	0 箇所	0 円
	6 通所リハビリテーション事業所(通常規模型)	0 箇所	0 円
	7 通所リハビリテーション事業所(大規模型(I))	0 箇所	0 円
	8 通所リハビリテーション事業所(大規模型(II))	0 箇所	0 円
小 計		0 箇所	0 円
短期入所系	9 短期入所生活介護事業所	0 箇所	0 円
	短期入所療養介護事業所		
	10 (定員20人以下)	0 箇所	0 円
11 (定員21人以上)	0 箇所	0 円	
小 計		0 箇所	0 円
訪問系	訪問介護事業所		
	12 (訪問回数1,200回以下)	0 箇所	0 円
	13 (訪問回数1,201回以上2,000回以下)	0 箇所	0 円
	14 (訪問回数2,001回以上)	0 箇所	0 円
	15 訪問入浴介護事業所	0 箇所	0 円
	16 訪問看護事業所	0 箇所	0 円
	17 訪問リハビリテーション事業所	0 箇所	0 円
	18 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	0 箇所	0 円
	19 夜間対応型訪問介護事業所	0 箇所	0 円
	20 居宅介護支援事業所	0 箇所	0 円
21 居宅療養管理指導事業所	0 箇所	0 円	
小 計		0 箇所	0 円
多機能型	22 小規模多機能型居宅介護事業所	0 箇所	0 円
	23 看護小規模多機能型居宅介護事業所	0 箇所	0 円
小 計		0 箇所	0 円

介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業		事業所・施設数	申請額
入 所 施 設 ・ 居 住 系	介護老人福祉施設		
	24 (定員39人以下)	0 か所	0 円
	25 (定員40人以上49人以下)	0 か所	0 円
	26 (定員50人以上69人以下)	0 か所	0 円
	27 (定員70人以上89人以下)	0 か所	0 円
	28 (定員90人以上)	0 か所	0 円
	地域密着型介護老人福祉施設		
	29 (定員19人以下)	0 か所	0 円
	30 (定員20人以上)	0 か所	0 円
	介護老人保健施設		
	31 (定員39人以下)	0 か所	0 円
	32 (定員40人以上49人以下)	0 か所	0 円
	33 (定員50人以上69人以下)	0 か所	0 円
	34 (定員70人以上89人以下)	0 か所	0 円
	35 (定員90人以上)	0 か所	0 円
	介護医療院		
	36 (定員29人以下)	0 か所	0 円
	37 (定員30人以上39人以下)	0 か所	0 円
	38 (定員40人以上49人以下)	0 か所	0 円
	39 (定員50人以上69人以下)	0 か所	0 円
	40 (定員70人以上)	0 か所	0 円
	介護療養型医療施設		
	41 (定員29人以下)	0 か所	0 円
	42 (定員30人以上39人以下)	0 か所	0 円
	43 (定員40人以上49人以下)	0 か所	0 円
	44 (定員50人以上69人以下)	0 か所	0 円
	45 (定員70人以上)	0 か所	0 円
	認知症対応型共同生活介護事業所		
	46 (定員14人以下)	0 か所	0 円
	47 (定員15人以上)	0 か所	0 円
	特定施設入居者生活介護		
	48 (定員19人以下)	0 か所	0 円
49 (定員20人以上39人以下)	0 か所	0 円	
50 (定員40人以上59人以下)	0 か所	0 円	
51 (定員60人以上69人以下)	0 か所	0 円	
52 (定員70人以上89人以下)	0 か所	0 円	
53 (定員90人以上99人以下)	0 か所	0 円	
54 (定員100人以上)	0 か所	0 円	
地域密着型特定施設入居者生活介護			
55 (定員19人以下)	0 か所	0 円	
56 (定員20人以上)	0 か所	0 円	
小 計		0 か所	0 円
合 計		0 か所	0 円



事業所・施設別個票

事業所・施設の状況			介護保険事業所番号
	事業所・施設の名称		
	サービス種別		定員 人
	事業所・施設の所在地 (郵便番号 - )		
	連絡先	電話番号	
	管理者の氏名		

＜積算内訳＞		基準単価	円	所要額	円
品目(マスク等)	所要額(円)	数量等			
マスク					
消毒液					
手袋					
フェイスシールド					
ガウン					
防護服					
キャップ					
フットカバー					
その他衛生用品(消耗品)					
パーテーション					
パルスオキシメーター					
合計	0				

誓約事項	
<input type="radio"/>	以下に掲げる事業所・施設について、令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援助成金の交付を受けていない。又は、以下に掲げる事業所・施設ではない。 ・病院又は診療所である通所リハビリテーション事業所 ・介護療養型医療施設、療養病床を有する病院又は診療所である短期入所療養介護事業所 ・訪問看護事業所 ・病院又は診療所である訪問リハビリテーション事業所 ・居宅療養管理指導事業所 ・介護療養型医療施設
<input type="radio"/>	この助成金と対象経費を重複して、他の助成金を受けていない。
<input type="radio"/>	この助成金に係る収入及び支出等に係る証拠書類を適切に整備保管する。
<input type="radio"/>	サービス種別・申請金額等の申請内容に相違ない。
<input type="radio"/>	暴力団排除条例(平成22年宮城県条例第67号)に規定する暴力団又は暴力団員ではない。
<input type="radio"/>	県税に未納がない。

口座情報		
<input type="radio"/>	国保連合会に登録されている口座情報を本事業の振込に使用することに同意する。	本事業は原則、国保連の電子請求受付システムを活用した補助金の交付を予定しています。(債権譲渡がある場合等を除く)
<input type="radio"/>	国保連合会に登録されている口座は債権譲渡されていない。	債権譲渡されていない場合は、左欄に○を入れて下さい。 ※債権譲渡されている場合、宮城県長寿社会政策課へ申請書を提出して下さい。

